

令和５年　第７回　時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和５年７月１３日（木）			
招集の場所	時津町役場　第二庁舎４階大会議室			
開・閉議日 時及び宣言	開　議	令和５年７月１３日（木）午後１時２５分		
	閉　議	令和５年７月１３日（木）午後１時５５分		
出欠委員の氏名 出席　５名 欠席　０名	職　名	氏　名	出　席	欠　席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委　員	宮原　克也	○	
	委　員	天田　明香	○	
	委　員	川崎　孝敏	○	
	教育長	相川　節子	○	
事務局出席者	教育次長	帶山　保磨	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	廣瀬　淳哉	教育総務課長	大宅　啓史
	学校教育相談員	山口　由美子	教育総務課長補佐	前田　和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第6回）

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第33号 専決処分の承認をもとめることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（時津町学習用モバイルルーター貸与に関する要綱）

議案第35号 時津町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和5年第7回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第6回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第6回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

○ 宮原教育委員

日程第3、非公開用報告第5号の5頁「本人に会った」を「本人に合った」に訂正をお願いします。

○ 大宅教育総務課長

訂正いたします。

○ 相川教育長

他にありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和5年第6回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和5年第6回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和5年6月1日から令和5年7月12日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。
無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第３ 議案第３３号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、日程第３、議案の審議等を行います。

議案第３３号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。議案第３３号は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、議案第３３号は秘密会で議事進行することに決しました。議案第３３号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第３ 議案第３４号 専決処分の承認を求めることについて（時津町学習用モバイルルーター貸与に関する要綱）

○ 相川教育長

続きまして、議案第３４号、専決処分の承認を求めることについて（時津町学習用モバイルルーター貸与に関する要綱）の件を議題とします。

議案第３４号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

それでは、議案第３４号、専決処分の承認を求めることについて（時津町学習用モバイルルーター貸与に関する要綱の制定について）ご説明いたします。

本議案は、夏休み以降の家庭におけるＩＣＴ端末を活用した学習環境の整備を促進するため、町立小中学校に在籍する児童生徒に対し、教育委員会が所有する学習用モバイルルーターを貸与することについて、必要な事項を定めたものです。

保護者への案内の配布をスケジュールの都合上、7月11日までに終わらせる必要があり、教育委員会を招集する暇がありませんでしたので、6月28日付で専決処分をさせていただいております。

本議案は、同専決処分について、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

添付の3枚目の時津町学習用モバイルルーター貸与に関する要綱をご覧ください。

今、1人に1台のICT端末機を持っていますので、家庭に持ち帰り活用するため、自宅にインターネット環境が整備されていない家庭の児童生徒に対し、1人1台のルーターを貸与するものです。インターネット環境状況調査で回答があった86.5%の内、環境有りの世帯が98.7%。環境なしの世帯が1.3%でした。今回1.3%の家庭に貸し出すための要綱となります。

第2条にルーターの貸与を受けることができる者は、自宅にインターネット環境が整備されていない者とする。としており、貸与を行うルーターの台数は、児童等1人につき1台としております。

第3条に貸与を受けようとする者は、学習用モバイルルーター借用申請書兼誓約書により児童等が在籍する学校を経由して、教育委員会に申請するものとする。としております。

第5条にルーターの貸与は、無償とする。としており、契約に係る費用、通信料及び電気料等の使用に係る費用は、借受者が負担するものとしております。ただし、時津町就学援助規則第4条の認定を受けた借受者にあつては、SIMカードを入れて貸与します。対象者は、24名程度と見込んでおります。現在、鳴北中学校につきましては、インターネット環境が100%整備されておりますので、先行して持ち帰りを行っております。他5校につきましては、夏休み以降の実施となります。

以上で議案第34号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

ルーターの通信業者との契約は、各世帯で行うということですが、契約の業者に指定はありますか。

○ 廣瀬学校教育課長

契約業者の選定は、各家庭におまかせします。

○ 宮原教育委員

充電器はどうなりますか。

○ 廣瀬学校教育課長

充電器は、ルーターとセットになっています。

○ 吉田教育委員

I C T端末機は、どの位の児童生徒が自宅に持って帰っていますか。

○ 廣瀬学校教育課長

鳴北中学校の生徒は毎日持ち帰って家庭で活用していますが、他の児童生徒については、夏休み以降になります。

○ 川崎教育委員

児童生徒は、家に持ち帰って何に利用するのですか。

○ 廣瀬学校教育課長

端末機には、各教科のドリル等が入っているので、予習復習に利用できます。

○ 川崎教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 3 4 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 3 4 号、専決処分の承認を求めることについて（時津町学習用モバイルルーター貸与について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第 3 議案第 3 5 号 時津町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第 3 5 号、時津町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案第 3 5 号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

それでは、議案第 3 5 号、時津町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の

施行期日を定める規則についてご説明いたします。

本議案は、時津町学校給食センター第1調理場を浜田郷から日並郷に移転するにあたり、第1調理場の位置を定めた条例の一部改正が必要となりました。

本条例は、6月開催の町議会に諮り、承認をいただきましたが、6月時点で移転日が未確定であったため、移転日を別途教育委員会規則で定めることとしておりました。

この度、令和5年8月1日を正式な移転日と確定したことに伴い、本規則を定めるものでございます。

以上で議案第35号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第35号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第35号、時津町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、令和5年第7回時津町教育委員会会議を閉会します。